

新潟県国民健康保険団体連合会

## 臨時総会議事録

令和 6 年 1 月 19 日

WEB 会議により開催

出席者 本人自らの出席 12名

委任状による代理出席 9名

書面議決書による出席 13名

開 会 午後1時30分

## 開 会 宣 言

渡邊総務課長が開会宣言を行う。

## 理 事 長 挨拶

### 【新潟県国民健康保険団体連合会 小林理事長】

挨拶に先立ちまして、元日に発生した能登半島地震によって被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

本日は公務ご多忙にも関わらず、臨時総会にご出席いただき誠にありがとうございます。また、日頃より本会の事業運営に対しまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

例年ですと、次年度の「手数料案」につきましては、「当初予算案」とともに、2月の定期総会でご審議いただいておりますが、この度の「審査支払手数料の改定案」につきましては、引上げ額が大きくなりましたことから、本日の臨時総会を開催して、ご審議いただくことといたしました。

また、本日の臨時総会に先立ちまして、去る12月19日に「理事会」を開催し、「令和6年度における審査支払手数料等の改定案」を提示しまして、理事の皆様にご説明をさせていただいたところであります。

本会では、ここ数年の単年度収支赤字においても、手数料の引上げをお願いせずに、繰越金を充当しながら運営をしてまいりましたが、現状では非常に厳しい財政状況となっております。

今後、国保被保険者数の減少による手数料収入の減少が確実に見込まれることに加え、令和6年度以降の「国保総合システム」等の開発経費や運用費の増大に伴い、国保中央会へ支払う負担金の大幅な増額改定が提示されております。

これらによる影響を試算した結果、現行の手数料単価での対応は困難であるとの判断に至り、各保険者の財政状況も厳しさを増す中、大変心苦しい限りではありますが、手数料の引上げをお願いすることとなりました。

本会といたしましても、業務の効率化を計画的に行いながら、一層の経費節減を図り、効果的な事業の運営に努める所存でありますので、手数料の引上げにつきまして、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

本日の議題は、「令和6年度における診療報酬審査支払手数料等の改定案について」の一議題であります。

このあと、事務局より説明がございますので、ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

## 議 事

### 【事務局 渡邊総務課長】

それでは、次第の「3. 議事」に移ります。はじめに、本日の出席議員数を報告いたします。議員総数34名のうち、本人自らの出席12名、委任状による代理出席9名、書面議決書による出席13名、計34名でございます。本日の出席議員数が過半数に達しておりますので、本会規約第18条により、本総会は成立しておりますことをここにご報告いたします。

次に、議長選出となりますが、事務局よりお諮りさせていただきます。総会の議長につきましては、本会規約第17条で「出席議員で互選する」となっておりますが、これまでの慣例では理事長又は副理事長が総会議長を務めております。

これより先の議事進行につきましては、小林理事長にお願いしたいと存じますが、皆様のご賛同をお願いいたします。

(「異議なし」の声)

### 【事務局 渡邊総務課長】

ありがとうございます。異議なしの声をいただきました。それでは、小林理事長、議事進行よろしく願いいたします。

### 【議長 小林理事長】

それでは、ご指名をいただきましたので、議長を務めさせていただきます。

早速ですが議事に入る前に、議事録署名議員の選出についてお諮りいたします。差し支えなければ、私から指名させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

### 【議長 小林理事長】

異議なしの声をいただきましたので、私から指名させていただきます。村上市の高橋市長さん、妙高市の城戸市長さんのお二人を指名させていただきます。よろしく申し上げます。

それでは、議案審議に入ります。議案第1号「令和6年度における診療報酬審査支払手数料等の改定」について上程をいたします。事務局の説明を求めます。

### 【事務局 石井事務局長】

事務局長の石井でございます。

本日は大変ご多忙の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

まずもって、この度の能登半島地震により被災されました皆様、市町村にお見舞い申し上げます。一日も早い復興をお祈り申し上げます。

それでは議案第1号「令和6年度における診療報酬審査支払手数料等の改定について」ご説明いたします。

議案書の7ページをお開きください。令和6年度に改定をお願いする手数料と改定額でございます。平成9年度の増額改定以来となりますが、大幅な改定で非常に心苦しい限りであります。何ゆえ引上げが必要なのか、なぜこの額なのか、ここに至る状況と、システム更改や改定をお願いする手数料等についてご説明いたします。

8ページをお開き下さい。【要旨】の一つ目の○でございます。本会基幹業務の診療報酬明細書、いわゆるレセプトの審査支払業務は、「国民健康保険法」、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、県内国保保険者、広域連合からの委託を受け、業務委託料として審査支払手数料、電算処理手数料等を頂き運営しております。

二つ目の○です。近年の収支状況は、被保険者減少に伴うレセプト取扱件数の減少、新型コロナウイルス感染拡大による受診控えによる取扱件数の減少に伴う収入減で、国保・後期とも単年度収支赤字が続いております。記載の表は「県内被保険者数」、「レセプト取扱件数」の平成30年度から令和4年度までの推移でございます。国保被保険者は県人口減、後期高齢者医療制度への移行、短時間労働者の被用者保険適用拡大により減少の一途を辿り、取扱件数も減少しております。後期高齢者の被保険者は増加していますが、取扱件数はコロナ拡大前には戻っておりません。

9ページをご覧ください。直近5ヶ年の収支状況は、国保、後期とも単年度収支赤字が続き繰越金を充当し運営しております。

中段の○でございます。今程ご説明した状況に加え、更に国の施策に基づく「審査支払機能に関する改革工程表」の遂行、デジタル化、クラウド化の方針により全国の診療報酬審査支払業務を処理いたします「国保総合システム」等の開発・運用費用の増加に伴い、国民健康保険中央会へ支払う負担金の大幅増額改定が提示されております。本日は中央会と呼びますが、国民健康保険中央会は、私どもと上下関係はございませんが、全国の国保連合会の取りまとめと、介護保険審査支払等システム等各種全国標準システムを開発・運用している団体でございます。

記載の左の図は、中央会作成の「改革工程表」の概要でございます。工程表は「第一段階」と「第二段階」があり、右の実施状況での一つ目の点の、令和6年度「第一段階」での本会負担分の4億2千万円は支払済みで、中段の二つ目の点の「第二段階」は、現在、厚生労働省、デジタル庁、支払基金、中央会で具体的な要件整理を行っております。

10ページをお開きください。一つ目の○でございます。過去決算の収支赤字は、保険者負担増を回避するため、繰越金充当、経費削減対策を講じ、手数料引上げはお願いせず運営してまいりました。今後の国保被保険者数の減少加速による手数料収入減少が確実に見込まれ、令和6年度以降の国保総合システム等の開発・運用費用の増大に伴う中央会負担金の大幅増額改定が予定されていることにより、様々な影響を試算した結果、現行手数料単価での対応は困難で、増額改定をお願いせざるを得ない状況となっております。

二つ目の○でございます。これまで説明しました状況を踏まえまして、9月の国保主管課長等会議でご説明し、ご意見、ご質問を頂き、それらを踏まえ、本会機関会議の第2回幹事会、理事会にて令和6年度手数料をご説明し、原案のとおり本日の臨時総会へ提案しております。

11ページをご覧ください。「1. 改定する手数料及び改定理由」でございます。「(1) 国民健康保険関係手数料」で改定をお願いする手数料は3種類で、それぞれの現行単価、主な用途、改定理

由等の詳細な説明は、お時間の関係で割愛をさせていただきますが、「1 診療報酬審査支払手数料」は参考のとおり、直近の増額改定は平成 9 年度で、段階的に減額改定し、平成 24 年度から現行単価でございます。減額改定と、これを維持できた理由といたしましては、紙の処理からデータ処理の増加と、大型汎用機からクライアントサーバ方式での処理となり、費用が低減したことによるものでございます。「2 共同電算処理手数料」も直近増額改定は平成 9 年度で、以降、減額改定し、平成 26 年度から現行の単価でございます。更に、「1 診療報酬審査支払手数料」、「2 共同電算処理手数料」は本会の収入となり、「3 レセプト電算処理システム関係負担金」は中央会への負担金でございます。

12 ページをお開きください。「(2) 後期高齢者医療関係手数料」も、改定をお願いする手数料は 3 種類でございます。名称と額に若干の違いがございますが、内容は国保とほぼ同じでございます。違いといたしましては、広域連合は本会の会員ではございませんので、「1 診療報酬審査支払手数料」から、会務運営費として会費相当額を一般会計に繰り出しをしてございます。

13 ページをご覧ください。「2. 令和 5 年度 各都道府県国保連合会の各種手数料単価」については、大変お手数ではございますが、本議案書の 20 ページをお開きください。縦の表になりますが、この表は、令和 5 年度の各都道府県国保連合会の手数料単価と本県の国保手数料単価でございます。本県は、令和 5 年度、国保では安価な順で 2 番目、令和 4 年度は 3 番目、後期高齢者も、令和 5 年度は 7 番目、令和 4 年度は 6 番目であることをお示ししております。

続きまして、21 ページをご覧ください。本会の積立資産の一覧でございます。厚生労働省通知に基づき、積立が認められた積立資産で、それぞれ積立上限額が定められ、令和 4 年度末積立残高は約 25 億円で、表の下の欄外「※洗い替え方式」とは、一番上段の財政調整基金積立資産、下から 2 段目の ICT 等を活用した積立資産がその対象で、当年度積立額を翌年度全額取崩し運営費に充て、年度末に新たに上限額の範囲で積み立てる単年度精算方式でございます。それぞれの積立上限額は、当該年度手数料収入の 10 分の 1、10 分の 3 以内で、積み増しはできません。従いまして、積立額は常に手数料収入の 10 分の 1、10 分の 3 と、ほぼ一定額となっております。

22 ページをお開きください。今ほどご説明した積立資産のうち「ICT 積立資産 積立状況」でございます。クラウド化に伴いまして、サーバ機器等の調達が必要となり、減価償却引当資産は積立ができず、今後のシステム開発・運用費等はこの積立資産を充当します。表の見方といたしましては、一番上段の国保特別会計での積立上限額約 2 億円は、令和 5 年度手数料の 30%、10 分 3 の額でございます。右の積立予定額の令和 5 年度積立額の約 7,100 万円を積み立てた額が、合計欄の約 1 億 9 千万円になります。この額が先程の積立上限額に対しまして、保有率は 92.66%となります。後期特別会計では約 3 億 3 千万円の積立上限に対し、現在の保有率は 16.69%となります。

お手数ではございますが、13 ページにお戻りください。「4. これまでの主な経費削減対策」でございます。「(1) 診療報酬審査支払業務のシステム化・業務改善等による従事職員数の適正化」といたしまして、平成 22 年度から従事職員数の推移でございます。平成 23 年 10 月の国保総合システム導入で、紙の処理からデータ処理が増加し、人的作業減少によりまして退職者不補充の効果と言えるものでございます。「(2) システム回線適正化」で年額約 3,100 万円を削減し、「(3) 基幹系システムのハウジングに係るデータセンター集約化」で年額約 1,000 万円を削減しております。

「(4) DX の推進」で庁内システムクラウド化による機器調達、保守費用の削減や、14 ページをお開き下さい。庁内 Wi-Fi 環境整備で庁内 LAN の敷設、管理を不要としております。今後は「(5) 基幹系 PC の台数削減」といたしまして、職員間、審査委員間の共用によりまして、調達・保守費用の削減を目指しております。

「5. システム更改等に必要な財源の確保」についてでございます。冒頭ご説明した「(1)『審査支払機能に関する改革工程表』関係」の第一段階の開発経費は、総額で 362 億円でございます。全国の国保連合会の負担額が約 240 億円、そのうち本会負担分は 4 億 2,000 万円で、減価償却引当資産等が財源でございました。国庫補助金は、国・政府方針、意向に基づく更改として、要請活動によりまして、不足分全額約 111 億円が措置されましたが、運用経費につきましては、令和 6 年度からは、現行 93 億 7,000 万円から約 135 億円と約 41 億円増額となり、本会は、国保、後期分で合計約 1 億 8 千万円の引上げとなっております。この額は、運用経費、いわゆるランニングコストでございまして、一時的な増加ではなく、令和 6 年度以降も継続して必要な経費でございます。加えまして、厚生労働省は、保守・運用経費に対する国庫補助は認めないとの方針で、今回の増額改定をお願いする最大の要因でございます。因みに記載はございませんが、このクラウド化によりまして、本会で調達しておりました国保総合システム機器が不要となり、これに対します減価償却引当資産が年額約 1 億円、データセンターハウジング経費約 1,000 万円が削減される予定でございます。

15 ページをご覧ください。第二段階の開発経費は、非常に粗々の概算額になりますが、令和 6 年度から令和 7 年度で約 400 億円でございます。令和 5 年度の国の補正予算で、国庫補助 25 億円が措置されましたが、先程の保守・運用費用の縮減を図るためのシステム機能見直しに対するもので、この開発費への補助ではございません。これに対しまして、これまで同様、国庫補助要請を行ってまいりますが、国保総合システム分の減価償却引当資産等は第一段階の開発分担金支払に充当し、現在保有額がなく、不足分は ICT 積立資産等を充当します。令和 8 年度以降の運用経費は未定で、システム最適化で保守・運用費用の縮減を図るとしてありますが、場合によっては手数料の改定、必要に応じ繰越金、財政調整積立資産、ICT 積立資産の充当を予定しております。

「(2) 国保総合システム以外の全国標準システムの更改・クラウド化関係」では、囲みに記載のシステムが、更改・クラウド化を予定しております全国標準システムでございます。全て市町村、保険者事業と密接に関わりのあるシステムでございます。開発経費につきましては、国庫補助要請を行い、それぞれ準備しております減価償却引当資産等に加え、ICT 積立資産を充当し、運用費用につきましては中央会負担金改定状況によっては、手数料の改定、必要に応じて繰越金、財政調整積立資産、ICT 積立資産の充当を想定してございます。

16 ページをお開きください。続いて【議決事項】となりますが、「令和 6 年度における診療報酬審査支払手数料の改定」につきまして、「1. 手数料の算定に係る考え方」といたしまして「(1) 令和 6 年度から令和 8 年度の 3 ヶ年は同単価で事業運営できるよう算定することといたしました。これは、頻繁な改定は、保険者の予算編成での支障となることが懸念されるためでございます。

「(2) 令和 7 年度決算時において、ICT 積立資産保有率を 100%とする。」これは、令和 8 年度予定の第二段階の国保総合システム更改に係る開発・運用費用の増額改定に備え、国規定でございまして手数料収入 30%の保有限度額を確保することで、増額改定時の財源確保と保険者への過度な負担の回避、又は激変緩和を図るためでございます。

「(3) 国保、後期の特別会計の形式収支額（繰越金）の取り扱いを、令和 5 年度見込額を下限とし令和 6 年度以降も維持可能な手数料額を算定」させていただいております。この理由といたしましては、第二段階の国保総合システム更改に係る中央会負担金の増額改定に対する保険者への負担増の影響を回避又は緩和させるためと、第一段階の令和 6 年度更改では国庫補助 111 億円が措置されましたが、第二段階の更改で、万が一国庫補助が措置されない場合、保険者にご迷惑をお掛けしないための備えとさせていただきたいためでございます。

17 ページをご覧ください。「2. 国民健康保険関係手数料の改定」の具体的な改定額として、「(1)

レセプト電算処理システム等負担金」は手数料と別途 2 円 89 銭の徴収を廃止いたしまして、審査支払手数料へ含め、頂戴させていただきたいと考えております。この廃止理由は、平成 4 年度の厚労省発出の「内かん」に基づく取り扱いとするため、当該内かんは、中央会が開発・運用いたします「レセプト電算処理システム経費」は審査支払手数料に加算し徴収することとされておりましたが、内かん発出年度の平成 4 年度から平成 11 年度まで保険者に国の一部助成があり、本負担金を設定しておりました。平成 12 年度以降、助成は廃止されましたが、現在に至るまで（本負担金を）継続しております。今回を機会に内かんの取扱いとさせていただきたいものでございます。影響につきましては、廃止によりまして、市町村保険者の一般財源負担は減少しますが、手数料に含めることで納付金に算入され、保険料増加要因となります。

「(2) 診療報酬審査支払手数料」は、現行レセプト 1 件 38 円に今程の 2 円 89 銭を合算した 40 円 89 銭を 72 円 23 銭に 31 円 34 銭の引上げをお願いするものでございます。

18 ページをお開きください。この改定理由と引上額の 31 円 34 銭の内訳につきましては、①事業費財源の減収の対応と②令和 8 年度国保総合システム更改に係る開発費用等の財源といたします ICT 積立資産への積立といたしまして 11 円 49 銭。③中央会負担金に係る令和 5 年度までの、保険者から徴収する負担金単価と中央会支払単価との差異 2 円 79 銭の収支赤字の改善。これが最大の要因でございますが、④令和 6 年度以降の中央会負担金増額改定の約 1 億 2,300 万円への対応といたしまして 19 円 85 銭でございます。

「(3) 共同電算処理手数料」は、レセプト 1 件 20 円を 21 円 93 銭に 1 円 93 銭引上げをお願いいたします。この理由は収支赤字の改善でございます。

これら影響額の具体は、大変お手数ですが 23 ページをお開き下さい。「国保審査支払手数料等の改定に伴う保険者別の影響額」でございます。こちらは、各保険者の影響額の一覧表でございます。審査支払手数料におけます県全体での影響額といたしまして、令和 4 年度の実績額を令和 4 年の被保険者数で割り返しますと、一人当たり年額約 720 円が、令和 6 年度は年額約 1,300 円に、約 600 円の増額となるものでございます。

18 ページにお戻りください。続きまして、「3. 後期高齢者医療関係手数料の改定」でございます。「(1) 診療報酬審査支払手数料」はレセプト 1 件 55 円を 73 円 40 銭に 18 円 40 銭引上げをお願いいたします。改定理由につきましては、令和 6 年度以降の後期請求支払システムのクラウド化、と第二段階の国保総合システム更改に係る開発費用等の財源確保に向けた ICT 積立資産への積立でございます。

19 ページをご覧ください。「(2) 代行等共同電算手数料」は、レセプト 1 件 20 円を 21 円 77 銭に、1 円 77 銭引上げをお願いいたします。こちらは収支赤字の改善が理由でございます。「(3) レセプト電算処理システム特別分担金」は、レセプト 1 件 3 円 22 銭を 9 円 93 銭に、6 円 71 銭引上げをお願いいたします。改定理由につきましては、中央会負担金に係る令和 5 年度までの広域連合から徴収いたします負担金単価と中央会支払単価との差異 0 円 26 銭の収支赤字の改善でございます。

最後に【その他】になりますが、令和 8 年度以降の手数料につきましては、各種システムのクラウド移行、改修に伴う中央会負担金の増額動向や、令和 7 年度までの取扱件数の推移等を考慮し、やむを得ず増額改定又は剰余金の増加等による減額改定が必要となった場合には、早期の情報提供と、令和 7 年度における機関会議等を開催し協議をさせていただきたいと考えております。

また、記載はございませんが、今後、手数料に関する状況等につきまして、適時、機関会議等でご説明し、情報の共有を図っていきたいと考えております。

以上で説明を終わりたいと思います。何卒、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

**【議長 小林理事長】**

只今、事務局から説明のありました議案第1号につきまして、ご質問等がございましたら挙手をお願いします。いかがでしょうか。

**【村上市 高橋市長】**

村上市長の高橋です。日頃、国保事業につきましては大変お世話になり、ありがとうございます。まず9月の担当課長会議でのご説明があったと承知をしているのですが、その後、12月の理事会においてこの方向で決定をしていこうということでご提案をいただいたという、そういう経過だと思います。

予算編成が佳境に入っている中での議決ということになりますので、非常に困惑をしております。先ほどご説明があった中で、人口減少、さらにはコロナ禍における診療控え、その影響で手数料収入が減っている、これは分かっている話なので、新たに発生した事案ではないわけですから、そのことを考慮した上で、やはり毎年度の手数料収入については見通しを立てるべきだろうと思っております。その上で、令和6年度の見込みで影響額が出ているわけでありまして、この影響額が非常に大きいので、今回の理事会でというお話ではあろうかと思えます。そこのところを、少し前から収支見通しをお示しいただくと予算編成にもスムーズに対応できるのかなと思っております。

賛成をせざるを得ないだろうと思っておりますので、その上でお聞きしますが、先ほど15ページのところで、令和8年度以降、中央会の改定状況によっては手数料を改定する見込みだということと、あとは【その他】のところで、その経過についてもお話をされたわけでありまして、この辺の見通しが明らかになっていないと、連合会の運営そのものも中々大変だろうと思えます。この3年間大きく手数料を変動させないための改定だというお話は分かりましたけれども、例えば次年度大幅に特定財源が改善された場合に、ここまで手数料を上げる必要がないとなれば、それは下げるのかどうなのか、留保しておくのか、その辺の見通しをお聞きしたいと思っております。よろしく申し上げます。

**【事務局 石井事務局長】**

ありがとうございます。そちらについてお答えをさせていただきます。

第二段階の更改につきましては、結論から申しますと、どれぐらいかかるかという概算額が示されているだけであって、詳細な額が示されておりません。この理由というのが、あまりにも費用がかかるということで、厚労省、デジタル庁を交えて、支払基金、国保中央会で、何とか機能を向上しながら費用がかからないように、どのようにシステムを組んだら良いのかということ議論している最中で、中々その結論が私どもに伝わってきていない状況でございます。

この額が明確にならないということでございますので、今のところ、3年間はこの手数料単価でやらせていただきたいというのが現在の思いであります。ただ、ここにもありますけれども、剰余金等が出てくる場合であれば、引き下げも視野には入れているところではございますが、今のところ、さらに手数料を上げる、下げるということは中々申し上げられないのが現状でございます。



**【村上市 高橋市長】**

ありがとうございました。そういう色々な要因があるので、それはそういうことだとは思いますが、例えば、そういう不安定要素はあるけれども、それは国や中央会から聞き取りをしながら、例えば今後3年間、5年間、10年間はどのような見通しか、人口が減少する、国保から後期高齢者に移行する、こういうのは具体的に数字として見えるわけですから、それらを踏まえた上で、財政の収支見通しを示していただいて、そういうことであれば概ねこの形でいけるのかなとか、ここでまた改定が必要になる可能性があるなという心の準備も必要だと思いますので、その辺のところは徹底してお願いしたいと思っております。これは要望です。

**【事務局 石井事務局長】**

承知いたしました。そのような財政見通し等もお示ししながら、今後保険者の皆さんと情報共有を図っていきたいと考えております。

**【議長 小林理事長】**

他にございませんでしょうか。

それでは、他にご意見等が無いようでありますので、議案第1号についてお諮りいたします。原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議なしの声をいただきました。異議なしと認めまして、原案どおり決定いたします。

以上をもちまして、提出されました議案の審議が終了いたしました。折角の機会でございますので、皆さまから何かございましたらご発言いただきたいと思います存じますが、いかがでしょうか。

(なし)

他にないようでありますので、以上をもちまして、議事を終了させていただきます。皆様のご協力により、本日提案いたしました案件がご承認いただきましたことに感謝を申し上げ、議長の責めを終わらせていただきます。大変、ありがとうございました。

閉 会

閉 会 午後2時20分

ここに会議の顛末を録し署名いたします。

令和 6 年 3 月 22 日

議長 山村剛幸 

令和 6 年 3 月 28 日

署名議員 高橋邦芳 

令和 6 年 4 月 2 日

署名議員 城戸陽二 